

電気通信紛争処理委員会（第238回）

1 日時

令和6年3月22日（金）15時00分～

2 場所

8階第1特別会議室（Web会議システム（Webex）を併用）

3 出席者等（敬称略）

（1）委員

田村 幸一（委員長）、三尾 美枝子（委員長代理）、小川 賀代、
小塚 荘一郎、中條 祐介（以上5名）

（2）特別委員

大雄 智、柴田 潤子、白山 真一、中村 豪、宮田 純子（以上5名）

（3）総務省

総合通信基盤局

局長 今川 拓郎、総務課長 渋谷 闘志彦

総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

課長 井上 淳、課長補佐 柴田 輝之

（4）事務局

事務局長 藤野 克、参事官 小津 敦、上席調査専門官 佐藤 英雄

4 議題

株式会社NTTドコモから申請のあった電気通信事業者の電気通信設備との接続に係る裁定の諮問について【一部非公開】

5 審議内容

(1)開会【公開】

【田村委員長】 ただいまから第238回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。皆様には御多用中のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

委員5名が御出席ですので、定足数を満たしております。特別委員5名が御出席です。一部は御都合によりましてウェブでの御参加となっております。

また、傍聴につきましてはウェブのみの参加となっております。

本日の議題につきましては、事業者が経営上の理由から秘匿を希望している部分が存在します。このため、本日の議題につきましては、諮問内容の説明までを公開で開催しまして、当事者の権利利益を保護するために、秘匿希望事項に関する質疑応答部分につきましては非公開で行いたいと思います。

同様の理由から、資料につきましても一部非公表とさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

ウェブ参加で御質問や御意見等の御発言をされる際には、挙手機能でお知らせいただきまして、指名の後にカメラとマイクをオンにさせていただいて御発言をお願いいたします。

また、傍聴者側のカメラとマイクは事務局の方でオフにしておりますので、御了承ください。

そのほか資料の不足等がございましたら、事務局までチャット機能でお知らせいただければと思います。

(2)議題：株式会社NTTドコモから申請のあった電気通信事業者の電気通信設備との接続に係る裁定の諮問について（議題概要説明）【公開】

【田村委員長】 それでは、早速議題に入ります。「株式会社NTTドコモから申請のあった電気通信事業者の電気通信設備との接続に係る裁定の諮問について」ということで、まず事務局から御説明をお願いします。

【小津参事官】 総務大臣より電気通信紛争処理委員会に対して、令和5年1月31日付けで、電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき、株式会社NTTドコモから申請のあった裁定について、本日諮問が行われました。

同条の規定による裁定は、同法160条の規定によって当委員会に諮問がなされることとなっており、本件事案がこれに基づくものということになります。

本事案に関する諮問書及び関係資料は、資料（諮）12-1のとおりです。

これら資料の中で、先ほど委員長の発言もありましたが、株式会社NTTドコモ及びC o l tテクノロジーサービス株式会社の資料の中には、事業者が秘匿を希望している部分があるとのことで、これらの部分については、本日の委員会では委員限りの扱いとさせていただきたいと思えます。御了承をお願いします。本件諮問について、総合通信基盤局から説明がございます。

【田村委員長】 この諮問につきましては、御承知のとおり、委員の5名で答申内容を決定して答申書を作成することになるわけですが、議題あるいは答申のための参考とするために、特別委員にも審議に御参与いただきたいと思えます。委員の皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【田村委員長】 異議がないようですので、特別委員の皆様、よろしく御参加をお願いいたします。

なお、審議に先立ちまして1点確認です。

電気通信紛争処理委員会運営規程第3条の2におきまして、委員又は特別委員は、本事件の当事者等と特別な関係にある場合などのほか、公正性、独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し入れなければならないこととなっております。該当される方がいらっしゃいましたら、挙手機能でお知らせいただきたいと思います。

それでは、該当する方はいらっしゃらないということで確認させていただきます

ましたので、議事を進めたいと思います。

今回の諮問につきまして、総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課の井上課長から説明をお願いいたします。

【井上課長】 総務省総合通信基盤局料金サービス課長の井上と申します。田村委員長を始め、本日はお忙しい中、御審議に御参加いただきましてありがとうございます。本日諮問させていただく内容につきまして御審議いただきますよう、何とぞお願い申し上げます。

まず、今回の諮問ですが、電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき、株式会社NTTドコモから申請のあった電気通信事業者の電気通信設備との設備に係る裁定の諮問です。

それでは、事案の概要について説明させていただきます。

申請の概要です。

今回の申請につきまして、株式会社NTTドコモがC o l tテクノロジーサービス株式会社の電気通信設備との設備に関する協議が不調であるとして求めているものは、ドコモの裁定申請書によりますと、ドコモの電気通信設備とC o l tの電気通信設備との接続において、下の区分ごとに適用されるコルトがドコモから取得すべきコルトの役務提供区間の料金について、それぞれ能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額とすべきとの裁定です。

具体的な料金につきましては、表のとおり、I S D Nの区分につきましては、コルトの総合デジタル通信サービス（I S D N）に関しまして、コルトのI S D N端末設備に着信する接続通信に適用する料金。I P電話につきましては、コルトのI P電話サービス（I P電話）に関してコルトのI P電話端末設備に着信する接続通信に適用する料金です。

当事者は、ドコモとコルトです。ドコモにつきましては、電気通信事業法第9条の規定に基づき総務大臣の登録を受け、自ら基地局を開設・運用して移動通信サービスを含む電気通信役務を提供する電気通信事業者です。

コルトにつきましても、法第9条の規定に基づき総務大臣の登録を受け、I S D NやI P電話を含む電気通信役務を提供する電気通信事業者です。提供エリアにつきましては、コルトのホームページにおきまして、ここに掲げられて

いるとおりとされています。

接続の内容です。

ドコモとコルトは、電話サービスの提供に関しまして、両者の電気通信設備を接続しております。本件接続におきましては、一方の者が両当事者の提供する電気通信役務を通算した利用者料金を設定する利用者料金体系、いわゆる「エンドエンド料金」に両当事者が合意しております。その上で、両者の電気通信設備間の通信量等に応じまして、両者が接続に関し取得すべき金額（接続料）を精算することとしています。

コルトの本件接続に係る接続料につきましては、指定電気通信設備に係る規定が適用されないことから、原則としてコルトの電気通信設備と接続する電気通信事業者との間の協議により個別に定められることとなっております。ドコモとの間におきましては、平成14年度から26年度までの毎事業年度、同社との接続に関する協定が変更されてきました。

今般の裁定の対象となる接続料ですが、本件接続におきまして、コルトがドコモから取得すべき接続料のうち、コルトのISDNにより、ドコモとコルトの接続点からコルトのISDN利用者の端末設備まで接続する電気通信役務に係る接続料のうち、平成28年4月1日から裁定に至るまでの接続に係るもの、及びコルトのIP電話により、ドコモとコルトの接続点からコルトのIP電話利用者の端末設備まで接続する電気通信役務に係る接続料のうち、次のものです。

(ア) 0AB～J番号を用いるものについては、平成27年4月1日から裁定に至るまでの接続に係るもの、(イ) 050番号を用いるものにつきましては、平成28年11月1日から裁定に至るまでの接続に係るものです。

これらの接続料につきましては、ドコモとコルトの接続協定上、令和4年3月31日付の相互接続協定変更書におきまして、いまだ合意に至っていないとされています。同変更書において暫定適用とされている料金により精算を行っている状況です。

また、同変更書におきましては、双方誠意を持って協議を継続して実施するものとし、ドコモ、コルト間で合意に至った場合には、合意した事業年度内にドコモ、コルト間で合意した料金額による精算を実施するとされています。

本件に係る協議の経過です。

平成26年度に適用する接続料に係る協議までですが、ISDN及びIP電話に関しまして、コルトが取得すべき接続料について、ベンチマークとしてNTT東西が長期増分費用方式に基づき算定する接続料(NTT加入電話接続料)を採用いたしまして、当該接続料と同額の金額をコルトが取得すべきものとして合意しています。

平成27年度に適用する接続料に係る協議ですが、ISDNの接続料につきましては、NTT加入電話接続料で合意しています。一方、IP電話接続料につきましては未合意となっておりまして、暫定的に平成26年度に適用する接続料として平成26年度のNTT加入電話接続料を適用することとしています。

平成28年度の協議におきましては、ISDN接続料、IP電話接続料共に未合意となりまして、暫定的に、IP電話は平成26年度に適用する接続料、ISDNにつきましては、平成27年度に適用する接続料を適用ということになっています。

平成29年度以降の協議につきましても、ドコモ及びコルトから提案がなされましたが、いずれも合意に至らず、暫定的に、IP電話は平成26年度に適用する接続料、ISDNは平成27年度に適用する接続料となっています。

その他判断において重要と考える事項等について御説明させていただきます。

まず、電気通信設備間の接続に関する裁定制度等について御説明させていただきます。電気通信回線設備を設置する電気通信事業者には、他の電気通信事業者からの接続請求に応諾する義務が課されています。ここで言う「接続」とは、電気通信事業者が相互に電気通信設備を電氣的に接続することにより、複数の電気通信事業者が一体的に利用者に対して電気通信役務を提供することを可能とすることを言います。

接続制度の趣旨は、競争による多様な形態での複数の電気通信事業者の参入を前提といたしまして、これらの事業者のネットワークが様々な形で接続されることによって利用者利益を増進し、公共の利益を確保するというものです。

裁定に関することですが、電気通信事業者は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について、当事者間の協議が調わないとき、裁定申請をす

ることができるかとされています。

この裁定があったときは、裁定の定めるところにより、法第35条第7項に基づきまして、当事者間に協議が調ったものとみなすとされており、裁定の内容のとおり、当事者間において債権債務関係が確定することとなっております。

また、総務省におきましては、法第35条第3項又は第4項の規定による裁定の方針といたしまして、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を平成30年1月16日に策定し公表しています。

19ページには前文も含めたものを掲載していますが、第1項といたしまして、金額（認可された接続料等を除く。）については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とするとされています。

第2項といたしまして、1.の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるデータの提供を関係当事者に対して求めることとされています。

第3項といたしまして、2.において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1.の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとされています。これらが平成30年の裁定方針として策定・公表されているものです。

7ページです。法第33条第1項の規定により、第一種指定電気通信設備として指定されたNTT東西の電気通信設備との接続に関しましては、同条第4項の規定に基づき、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当」な接続料を接続約款に定めて、総務大臣の認可を受けなければならないとされています。

このうち、NTT東西の加入電話サービス等に係る電気通信設備との接続に関する接続料につきましては、同条第5項におきまして、「第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によって提供される電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定

電気通信設備に係る費用を勘案して金額を算定する」方式、すなわち長期増分費用（LRIC）方式に基づき算定されています。

長期増分費用モデルにつきましては、接続料原価を、ネットワークを現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たに構築した場合の費用に基づいて算定するための技術モデルです。この技術モデルや入力値につきましては、有識者で構成される研究会、一般への意見募集等の開かれた検討プロセスを経まして、策定・見直しが行われています。このようなことを通じまして、第一種指定電気通信設備の接続料算定におきまして、非効率性の排除とともに、公平性、透明性の確保が可能となっています。

LRICモデルにつきましては、これまで第一種指定電気通信設備の接続料の適正性を確保するため、おおむね3年間隔で改修を行ってきているところです。

簡単に、これまでに策定されてまいりましたLRICモデルについて言及させていただきます。

PSTN-LRICモデルについては、平成12年度以降、第一種指定電気通信設備のうち、加入者交換機能等の接続料は、LRIC方式により算定することとされており、当該方式ではPSTN-LRICモデルが用いられてまいりました。

これにつきましては、全国的なPSTNの仮想的なネットワークを構築して、接続料原価を算定するものでございまして、加入者交換機においてメタル回線を収容するとともに、中継交換機設置局の中間交換機を経て他の電気通信事業者と接続することを想定しています。

その後、IP-LRICモデルも構築されています。

IP-LRICモデルとは、PSTNを前提とするPSTN-LRICモデルの代替となり得るものとして検討されまして、コア網につきましては、PSTNをIP化した場合を想定したモデルです。最新のものは第9次のものでございまして、令和4年度以降の、NTT東西のメタルIP電話の接続料原価の算定に用いています。このモデルにつきましては、メタルIP電話と光IP電話の双方を収容する一体的な固定電話網を想定いたしまして、収容局、コア局及び相互接続局による構成とし、相互接続局で接続することを想定しています。

続きまして、判断の方に移らせていただきます。

本裁定申請におきましては、接続料については、それぞれ能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額とすべきとの裁定が求められています。

これにつきましては、コルトから、本件において、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とすること（裁定方針第1項）自体を争うものでないとされており、両当事者間において争いはございません。ただ、ドコモにつきましては、本裁定に関しまして「協議の不調の理由」として、「コルトは接続料の算定の考え方について合理性を欠いた説明を繰り返している」と主張し、コルトにつきましても、本件裁定に係る答弁書において、「接続料の算定の考え方について適切な説明を行ってきた」と反論しているところです。

したがって、ドコモが裁定において求める原価主義の考え方と、コルトが主張する原価主義の考え方は必ずしも一致しておらず、両当事者の協議が不調であるのは、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」の具体的な算定方法について合意が得られないことにあると考えられます。

本裁定では、コルトの取得すべき接続料に関し、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」の算定方法について裁定を行いたいと考えています。

まず、裁定要件の充足の適否です。

法第35条第3項に基づく裁定を申請できるのは、電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときに限られています。

裁定が求められている事項である接続料は、同項に規定する「当事者が取得し、若しくは負担すべき金額」に該当するものです。

また、協議が調わなかったことについて両者に争いはなく、また実際に両当事者の提出した資料等を踏まえましても、双方が主張するコルトの取得すべき接続料の原価算定の方法は大きく異なっておりまして、協議不調の状態にあると認められます。したがって、本件裁定申請につきましては、裁定要件を充足していると認められます。

続きまして、先ほど言及させていただきました裁定方針に基づく具体的な検討です。

裁定方針の第1項におきましては、「当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする」としています。接続料が能率的な経営の下における適正な原価・利潤を超える場合には、その接続料を負担することになる電気通信事業者の利用者に超過分の負担が転嫁されることとなります。

電気通信役務の利用者の利益の保護、公正競争の促進、電気通信の健全な発達の観点から、接続料が能率的な経営の下における適正な原価・利潤に照らし公正妥当であることを求めることは、法の趣旨にもかない、適正であると考えています。

その上で、裁定方針の第2項の検討です。

「1.の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求める」としています。

こちらにつきましては、総務大臣がコルトに対して、法第166条第1項に基づき報告を求め、コルトから回答がございました。しかしながら、こういう状況です。このため、接続料原価を構成する総費用や各費用の案分の対象となる通信サービスのトラヒックの割合等が総務大臣において把握できず、本件に係る接続料原価をコルトが提出等したデータから合理的に算定することは困難と考えています。

その上で、裁定方針の第3項においては、「2.において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1.の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。」とございます。

裁定に当たりまして、ネットワークにおける非効率性が接続料に反映されないようにする観点から、実際のネットワークがどのような設備構成で設置されているかに関わらず、その時点における高度で新しい電気通信技術を利用した効率的な設備構成を想定するモデルを利用することが有用であり、現在では、高度で新しい電気通信技術を利用して効率的なものとなるように構成されたI P - L R I Cモデルが固定電話の発着信に係る接続料を算定するものとして構

築されているため、これを原則として利用することが適当であるとしています。

各期間の接続料の算定におきましては、それぞれの期間の I P - L R I C モデルを用いることが適当であるとしています。

本裁定に係る期間におきましては、それぞれの期間において開発されている L R I C モデルとそうでないものがございますので、本裁定に係る期間における最適な L R I C モデルについては、このように考えています。

期間を区切って申し上げますと、平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの I S D N 接続料、及び平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの I P 電話接続料については、接続料算定に用いることができる I P - L R I C モデルが存在しないことから、当時の P S T N - L R I C モデル、平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの I P 電話接続料及び I S D N 接続料につきましては、第 8 次 I P - L R I C モデル、令和 4 年 4 月 1 日から裁定の日までの I P 電話接続料及び I S D N 接続料につきましては、I P - L R I C モデルの見直しが行われないう限り、第 9 次 I P - L R I C モデルを用いることが適当であるとしています。

なお、これらの L R I C モデルにつきましては、いずれも日本全国におきまして加入者交換機、ルータ等を設置して、コア局の設備との間を接続するための伝送路を構築してサービスを提供した場合を想定しています。

接続料原価を算定するために入力する需要に関するデータにつきましては、業務区域が限定されているコルトが直面する需要をそのまま直接入力するよりも、全国的に十分な需要のある電気通信事業者のもので代替することが、効率的なネットワークにおける原価算定を行うには適切であると考えています。

したがって、両当事者は、上記の考え方から L R I C モデルにより計算された都府県の区域、こちらはコルトの業務区域のものですが、その金額（別表参照）を基本として、コルトの取得すべき接続料を算定すべきであると結論づけています。

最後、まとめです。

裁定案につきましては、ドコモとコルトの電気通信設備の接続に関して、コルトが取得すべき金額のうち、N T T ドコモが裁定を求めるものについては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額

で設定するとしています。

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額の算定方法については、次に掲げるとおりとしています。

各期間について、以下の長期増分費用（LRIC）モデルを用いることが適当。平成27年4月1日から平成31年3月31日までは当時のPSTN-LRICモデル、平成31年4月1日から令和4年3月31日までは第8次IP-LRICモデル、令和4年4月1日から裁定の日までは第9次IP-LRICモデル。これらの長期増分費用モデルにより、全国的に十分な需要のある電気通信事業者の需要等に基づき計算された都府県の区域（コルトの業務区域）ごとの金額を基本として、コルトの取得すべき接続料を算定すべきとしています。

別表につきましては、委員限りとされております。

以上が今回の裁定案の概要です。

【田村委員長】 ここからは質疑応答になりますが、先ほども触れましたように、質疑内容には、現在協議中の事案、あるいは事業者間交渉の情報などを含むために、当事者又は第三者の権利利益を保護する観点から、当委員会運営規程第16条第1項の規定によりまして非公開とさせていただきます。

さらに、同規程第17条第1項及び第18条第1項の規定によりまして、非公開審議に係る議事録及び資料も非公表とさせていただきます。

このため、以上をもちまして公開の会議は終了とさせていただきます。

次回の開催日程等につきましては、後日お知らせいたします。

— 了 —